

令和4年12月高浜市議会定例会会議録（第1号）

令和4年12月高浜市議会定例会は、令和4年11月30日
午前10時高浜市議場に招集された。

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
(諸報告)
- 日程第3 諮問第2号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第4 同意第6号 教育委員会委員の任命について
- 日程第5 議案第59号 高浜市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 議案第60号 高浜市職員の定年等に関する条例の一部改正について
- 議案第61号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について
- 議案第62号 高浜市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
- 議案第63号 高浜市特別職の職員で非常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 議案第64号 高浜市職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 議案第65号 高浜市介護予防拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第66号 高浜市宅老所の指定管理者の指定の変更について
- 議案第67号 高浜市中心身障害児福祉施設みどり学園の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第68号 高浜市中心身障害児福祉施設みどり学園の指定管理者の指定の変更について
- 日程第6 議案第69号 令和4年度高浜市一般会計補正予算（第11回）
- 議案第70号 令和4年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2回）
- 議案第71号 令和4年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第2回）
- 議案第72号 令和4年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）
- 議案第73号 令和4年度高浜市水道事業会計補正予算（第2回）

議案第74号 令和4年度高浜市下水道事業会計補正予算（第1回）

日程第7 議案第75号 高浜市議会の議員の定数を定める条例の一部改正について

日程第8 報告第9号 専決処分の報告について

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員

1番	荒川 義孝	2番	神谷 直子
3番	杉浦 康憲	4番	杉浦 浩一
5番	岡田 公作	6番	柴田 耕一
7番	長谷川 広昌	8番	黒川 美克
9番	柳沢 英希	10番	杉浦 辰夫
11番	北川 広人	12番	鈴木 勝彦
14番	小嶋 克文	16番	倉田 利奈

欠席議員

13番	今原 ゆかり	15番	内藤 とし子
-----	--------	-----	--------

説明のため出席した者

市 長	吉岡 初浩
副 市 長	深谷 直弘
教 育 長	岡本 竜生
企 画 部 長	木村 忠好
秘書人事グループリーダー	神谷 義直
総 務 部 長	杉浦 崇臣
市 民 部 長	岡島 正明
市民窓口グループリーダー	芝田 啓二
福 祉 部 長	磯村 和志
介護障がいグループリーダー	野口 恒夫
健康推進グループリーダー	中川 幸紀
こども未来部長	磯村 順司
都 市 政 策 部 長	杉浦 義人
上下水道グループリーダー	石川 良彦
学校経営グループリーダー	内藤 克己

職務のため出席した議会事務局職員

議 会 事 務 局 長	竹内 正夫
-------------	-------

副 主 幹 神 谷 直 子
主 査 杉 浦 幸 宏

議事の経過

○議長（鈴木勝彦） 皆さん、改めましておはようございます。

議員各位におかれましては、公私ともに多用なところ出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

12月定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

新型コロナウイルス新規感染者数が再び増加しつつありますが、9月定例会と同様に傍聴の自粛や一般質問の制限等を行わず、マスクの着用や手指消毒などの基本的な感染対策を行ってまいります。御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

また、本定例会においては、市民に分かりやすい質疑のため、総括質疑の通告制を試行的に導入してまいります。本定例会には、条例の一部改正、令和4年度補正予算などの諸案件が提出されております。本定例会に提出されました諸案件につきまして、厳正かつ公平なる御審議を賜りますようお願い申し上げます、開会の挨拶といたします。

午前10時00分開会

○議長（鈴木勝彦） ただいまの出席議員は14名であります。よって、令和4年12月高浜市議会定例会は成立いたしましたので開会いたします。

これより、市長より招集挨拶があります。

市長。

〔市長 吉岡初浩 登壇〕

○市長（吉岡初浩） 皆さん、おはようございます。

本定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日、令和4年12月高浜市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には大変お忙しい中を大方の方に御参集いただきまして誠にありがとうございます。日頃より、市政各般にわたりまして格別な御尽力をいただいておりますことに厚く御礼を申し上げます。

さて、今年も残すところ1か月余りとなりました。今年を振り返りますと、新型コロナウイルス感染症の流行は第6波、第7波とあり、10月以降は全国的に新規感染者数が落ち着きましたが、現在は再び増加に転じ、県内においては、11月から第8波に入ったとの見解も示されています。当市では、9月28日よりオミクロン株対応のワクチンの接種を開始いたしました。第8波がピークを迎え、早期に沈静化をさせるためには日常の感染予防やワクチン接種が重要です。市民の皆様におかれましては手洗いなど日々の感染防止に、医療・介護関係者の皆様におかれましてはワクチン接種の実施に感謝を申し上げますとともに、引き続き御協力をお願いいたします。

さて、今年には新型コロナの影響により延期・中止を重ねていた多くの行事が実施をされた年でした。市内においては、市制施行50周年記念事業として、2月に「なんでも鑑定団」、3月に「真打ち競演」の収録が行われました。10月におまん和祭りや鬼みちまつりなどが約3年ぶりに開催されたことにおきましては、関係者の皆様の御尽力のたまものであり、改めて皆様のお力添えに感謝を申し上げます。

国内の景気に目を向けますと、7月から10月に至るまで内閣府月例経済報告において、景気は緩やかに持ち直しているとの判断が維持されております。景気が緩やかな回復基調にある一方で、世界経済、新型コロナ第8波、急速な円安、ウクライナ侵攻などによる物価高騰などの影響については留意が必要な状況です。

コロナ禍やウクライナ侵攻などは私たちの日常が容易に一変してしまうことを改めて示すものとなりました。市においては、適宜情勢に応じた取組を講じていくことで、目まぐるしく変化する時勢の中であっても、この地域で全ての市民の皆様が安心して、絆を深め、未来に希望を持って生活を送れるよう努めていく所存でございます。

次に、本日提案をさせていただきます案件でございますが、諮問1件、同意1件、議案16件、報告1件をお願いするものでございます。議案の詳細につきましては、副市長、教育長及び担当部長より説明をさせていただきますので、慎重に御審議の上、御意見、御同意、御可決あるいはお聞き取りを賜りますようお願いを申し上げます。

また、高浜市老人憩の家設置及び管理に関する条例の一部改正についての議案、高浜市やきもの里かわら美術館・図書館に関する財産の取得についての議案の2件を追加提案をさせていただく予定がございます。これらにつきましても御配慮賜りますようお願い申し上げます。招集の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

〔市長 吉岡初浩 降壇〕

午前10時6分開議

○議長（鈴木勝彦） これより会議を開きます。

お諮りいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木勝彦） 異議なしと認めます。よって、本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定いたしました。

これより本日の日程に入ります。

○議長（鈴木勝彦） 日程第1 会議録署名議員の指名を議題といたします。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長から御指名申し上げて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木勝彦） 異議なしと認めます。よって、1番、荒川義孝議員、2番、神谷直子議員を指名します。

○議長（鈴木勝彦） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期については、あらかじめ議会運営委員会で協議されておりますので、その結果の報告を求めます。

議会運営委員長、杉浦辰夫議員。

〔議会運営委員長 杉浦辰夫 登壇〕

○議会運営委員長（杉浦辰夫） 皆さん、おはようございます。

御指名をいただきましたので、議会運営委員会の御報告を申し上げます。

本日招集されました令和4年12月高浜市議会定例会の運営につきましては、去る9月22日及び11月22日に議会運営委員会を大方の委員出席の下に開催いたしました。

当局より提示されました案件について検討いたしました結果、会期は、本日より12月20日までの21日間と決定いたしました。

会議日程及び議案の取扱いにつきましては、本日は諮問第2号及び同意第6号を即決で願い、その後、議案の上程、説明並びに報告第9号について報告を受けます。

12月6日及び7日の2日間は一般質問を行い、一般質問終了後、関連質問を行います。

12月9日に議案第59号から議案第74号までの総括質疑、委員会付託を行います。総務建設委員会については、議案第59号、議案第69号、第70号及び議案第72号から第74号までの6議案と陳情第14号及び陳情第16号を付託、福祉文教委員会については、議案第60号から議案第69号まで及び議案第71号の11議案と請願第1号及び陳情第15号を付託し、審査を願うことに決定いたしました。

なお、各常任委員会の日程につきましては、既に配付してあります会期及び会議日程のとおりですので御承知いただきますようお願いいたします。

また、議員提出議案であります議案第75号につきましては、12月15日に本会議において全体審議をすることに決定いたしました。あわせて本定例会における新型コロナウイルス感染症対策として、さきにお知らせいたしました12月定例会における新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る議会の対応についてのとおり取り扱うこととしましたので、御報告いたします。

この12月定例会が円滑に進行できますよう各段の御協力をお願い申し上げます。報告といたします。

〔議会運営委員長 杉浦辰夫 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） ただいま議会運営委員長の報告がありました。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から12月20日までの21日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木勝彦） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から12月20日までの21日間と決定いたしました。

ここで、諸般の事項について御報告いたします。

本日までには請願1件、陳情書3件が提出され、これを受理いたしました。請願及び陳情につきましては、会議規則第132条及び第136条の規定により、既に配付されております請願・陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託し、委員会において速やかに審査されますようお願いいたします。

次に、10月分までの一般会計、特別会計及び企業会計の例月出納検査報告書及び定期監査報告書が監査委員より提出され、議会図書室に保管いたしておりますので、随時御覧をお願いいたします。

報告事項は以上であります。

○議長（鈴木勝彦） 日程第3 諮問第2号 人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

副市長。

○副市長（深谷直弘） それでは、諮問第2号 人権擁護委員の推薦について、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、現委員の加藤美枝子氏が、令和5年3月31日で任期満了となりますので、その後任として新たに岩井伸江氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の御意見をいただきたく諮問をお願いいたすものでございます。

同氏は、長年小・中学校で教職にあられ、平成25年からは校長という職になりました。退職後は新聞を教材として学校教育に役立てるN I Eコーディネーターとして務められるなど、幅広い知識と豊かな経験を有しておられます。誠実なお人柄と、なお豊かな御経験が人権相談や啓発、人権侵害での被害者救済に当たりまして、公平かつ厳正に行っていただけるものと確信をいたしております。何とぞ同氏を御推薦いただきますようお願いを申し上げ、提案理由といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木勝彦） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木勝彦） 質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（鈴木勝彦） 賛成討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（鈴木勝彦） 討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

諮問第2号 人権擁護委員の推薦について、原案に異議のない旨、答申することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木勝彦） 起立全員であります。よって、諮問第2号は原案に異議のない旨、答申することに決定いたしました。

○議長（鈴木勝彦） 日程第4 同意第6号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

教育長。

○教育長（岡本竜生） それでは、同意第6号 教育委員会委員の任命について、提案理由を御説明申し上げます。

なお、別添の参考資料4ページも併せて御参照いただきますようお願いいたします。

本案は、現委員の後藤恵理氏が来る12月19日で任期満了となりますので、引き続き同氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の御同意をお願いするものであります。

同氏は、皆様も御案内のとおり人格が高潔で、教育・文化に関し識見も高く、その温厚誠実なお人柄から地域の皆様の信望も厚く、また平成26年12月からは教育委員として教育委員会の運営に御尽力いただくとともに、学校訪問や研究発表等の各種学校行事にも積極的に御参加されています。また、高浜市誌編さん委員会委員、高浜市総合計画審議会委員を務められるなどの実績もあり、本市教育委員として誠に適任の方であると存じますので、何とぞ本案に御同意賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木勝彦） これより質疑に入ります。

16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） 今回の後藤恵理氏が任命された場合、任命期間が4年ということで、この

方が平成26年12月から高浜市教育委員会の委員をされているということで、現在8年されていて、今後任命されると任期満了まで12年されるということになるんですね。それと、今回高浜市総合計画の推進会議委員にもなられているということで、やはりこういう委員というのは市民から広く、いろいろな方にやっていただいて、多様な意見を取り入れた市政運営をすべきではないのかなと思うんですけども、そのあたりについて、委員を今回任命されると兼任にもなりますし、3期やられるということなんですけれども、そのあたりの教育委員会の見解をお聞かせください。

○議長（鈴木勝彦） 教育長。

○教育長（岡本竜生） 今申し上げましたとおり、この方は教育委員として誠に実績もありまして、これまでの活動も非常に誠実にやっていただいております。それから、今議員がおっしゃられたような御意見もあるかと思いますが、私どもといたしましては、先ほど申し上げた内容につきまして、適任と判断をしております。

○議長（鈴木勝彦） ほかに。

16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） では、ちょっと市と教育委員会の両方にちょっとお聞きしたいんですけども、今後もこういう委員とかを兼任されたり何度も同じ委員がやるということに対しては、特に問題視していないというお考えでよろしかったでしょうか。

○議長（鈴木勝彦） 副市長。

○副市長（深谷直弘） 今、兼任ということをお聞きなさっておるようですけれども、例えば今おっしゃったように総合計画の委員を務めてみえるという、総合計画というのは、いうなれば市の全体の計画を推し進めて計画を立てるわけでございますので、いわゆる様々な分野の専門の方が、そういったところで御意見をいただくということが本来の目的でございますので、私どもとしては、今回の後藤さんに対して兼任ということではなくて、やはり専門分野の立場で御意見をいただくということで、重複とか、そういう兼任だとかという、そういうこと以前の問題だというふうに考えております。

○議長（鈴木勝彦） ほかに。

〔発言する者なし〕

○議長（鈴木勝彦） ほかに質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（鈴木勝彦） 賛成討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（鈴木勝彦） 討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

同意第6号 教育委員会委員の任命について、原案に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立全員であります。よって、同意第6号は原案に同意することに決定いたしました。

○議長（鈴木勝彦） 日程第5 議案第59号から議案第68号までを会議規則第34条の規定により一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（杉浦崇臣） それでは、議案第59号 高浜市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書をお願いいたします。

本案は、投票所及び期日前投票所の投票管理者及び投票立会人の報酬額を、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律に定められた経費の基準の額に合わせる額に引き上げる改定を行うものであります。

改正の内容でございますが、投票所の投票管理者の報酬額を1万2,000円から1万2,800円に、期日前投票所の投票管理者の報酬額を1万600円から1万1,300円に、投票所の投票立会人の報酬額を9,800円から1万900円に、期日前投票所の投票立会人の報酬額を8,700円から9,600円に引き上げるものでございます。また、投票立会人につきましては、投票所または期日前投票所のいずれの場合も選挙の投票時間に満たない時間で従事する場合は、報酬額を半額と定めるものでございます。これらの改正は、令和5年3月1日から施行することとしております。

説明は以上のとおりでございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木勝彦） 企画部長。

○企画部長（木村忠好） それでは、議案第60号から第64号までの5議案について、順に御説明いたします。

初めに、議案第60号 高浜市職員の定年等に関する条例の一部改正について及び議案第61号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について、参考資料に基づき御説明を申し上げます。

資料38ページをお願いいたします。

本案は、令和3年6月に地方公務員法の一部を改正する法律が公布され、令和5年4月1日より施行されることに伴い、高浜市職員の定年の延長等に伴う規定の整備を行うものでございます。

まず、地方公務員法の一部改正の主な内容につきまして御説明申し上げます。

現行60歳の定年を令和5年4月から2年に1歳ずつ段階的に引き上げ、令和13年4月に65歳とされます。また、職員が60歳に達する日の前年度において、職員に対して60歳以降の任用や給与の情報提供、勤務の意思確認を行うこととされています。管理監督職の職員は、原則として60歳を役職定年とし、管理監督職以外の職に降任する役職定年制（管理監督職勤務上限年齢制）が導入されます。60歳に達した日以後、延長された定年前に退職した職員について、本人の希望により任期となる定年まで短時間勤務の職に採用することができる定年前再任用短時間勤務制が導入されます。

現行の再任用制度は廃止し、段階的な引上げ期間中は、定年から65歳までの間に暫定再任用制度として現行の再任用制度と同様の仕組みが存置されます。60歳を超えた職員の給料月額、当分の間、60歳前の7割水準に設定されます。

以上が法改正の主な内容であります。

それでは、議案第60号 高浜市職員の定年等に関する条例の一部改正について、改正の概要を御説明いたします。

条例第3条及び附則第3項から第5項並びに附則第11条関係の改正は、定年年齢を65歳に段階的に引き上げるものであります。

条例第6条から第11条関係の改正は、管理監督職勤務上限年齢制を導入するもので、管理監督職とは、管理職手当を支給する職員であること、管理監督職勤務上限年齢を60歳とすること等を規定いたしております。

条例第12条及び第13条並びに附則第10条関係の改正は、定年前再任用短時間勤務制を導入するものであります。

附則第3条から第9条関係の改正は、定年が段階的に引き上げられる経過期間において、65歳まで再任用できるようにする暫定再任用制度を存置するものであります。

最後に、附則第1条において、施行期日を令和5年4月1日からといたし、附則第11条の規定につきましては、公布の日からといたしております。

次に、議案第61号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について御説明申し上げます。

第1条、高浜市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の第2条第2項第5号関係の改正は、条例で定める公益的法人等に派遣することができない職員に高浜市職員の定年等に関する条例第9条の規定により、異動期間を延長された管理監督職を追加するものでございます。

第2条、高浜市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の第10条第4項関係の改正は、新たに定年前再任用短時間勤務制が導入されることに伴い、再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員に改めるものでございます。

第3条、高浜市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の第3条関係の改正は、地方公務員法の改正に伴い引用条文を改め、新たに導入される定年前再任用短時間勤務職員を報告の対象となる職員として規定いたすものでございます。

第4条、高浜市職員の降給に関する条例の第2条及び第3条関係の改正は、降給の種類及び降格の事由に管理監督職勤務上限年齢制による降任等を追加し、附則第2項関係の改正は、高浜市職員の給与に関する条例附則第14項の規定により7割支給となる職員への規定を適用し、附則第3項関係の改正は、7割支給となる職員への通知は、高浜市職員の降給に関する条例第5条ではなく、別に定める規定により通知を行うものとするものであります。

第5条、高浜市職員の懲戒の手續及び効果等に関する条例の第4条関係の改正は、懲戒処分 of 減給について、給与7割支給となる職員が発生することから、減給を発令した日以後に7割支給となった場合、元の減給額が7割支給後の10分の1を超過する場合は、7割支給後の減給額とするものでございます。

第6条、高浜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の第2条第3項、第3条、第4条第2項、第12条第1項関係の改正は、再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員に改めるものでございます。

第7条、高浜市職員の育児休業等に関する条例の第2条及び第9条関係の改正は、育児休業及び育児短時間勤務を取得することができない職員に、高浜市職員の定年等に関する条例第9条各号の規定により異動期間を延長した管理監督職を追加し、第16条、第18条から第20条関係の改正は、再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員に改め、附則第3項関係の改正は、給与が7割支給となる職員が育児短時間勤務を取得した場合の給与の減額方法について読替規定を定めるものであります。

第8条、高浜市職員の給与に関する条例の第7条関係の改正は、定年前再任用短時間勤務職員の給料月額 of 算定方法、手当の支給割合等を定め、第15条、第16条、第20条、第21条及び第24条の2関係の改正は、再任用短時間勤務職員または再任用職員を定年前再任用短時間勤務職員に改めるなど必要な修正を行い、附則第14項及び第15項関係の改正は、当分の間、特定日以降は職員の給料月額をその者の属する勤務の級及び受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額とし、非常勤職員及び任期付職員等については適用除外とするもので、附則第16項及び第17項関係の改正は、管理監督職勤務上限年齢により降任し、給料月額が7割となった職員においては、管理監督職以外の職に降任し、降任後の給料月額の7割支給といった二重の減額となることから、管理監督職の給料月額の7割となるように、その差額を職務の級における最高の号給の給料月額を越えない範囲で調整額として支給するものでございます。

附則第18項及び第19項関係の改正は、特定日以後の特例任用の事由消滅等による場合など、附則第16項で定める基本的な算出方法によることが適当でない場合の支給方法等を定め、附則第20

項関係の改正は、附則第14項から附則第19項までの規定の施行に関する必要事項は規則で定めることとするものであります。

第9条、高浜市職員の旅費に関する条例の第1条関係及び第10条、高浜市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の第2条及び第18条関係の改正は、地方公務員法の引用条文を改めるものでございます。

最後に、第11条、高浜市職員の再任用に関する条例の附則第3条から第6条関係の改正は、定年が65歳となるまでは、暫定再任用制度として現行の再任用制度が運用されるものでございます。

なお、施行期日は、令和5年4月1日であります。

続きまして、議案第62号 高浜市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について、議案第63号 高浜市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、この2議案につきましては同じ内容の改正でありますので一括して御説明を申し上げます。

参考資料の50ページをお願いいたします。

それでは、まず改正の理由でございますが、国において、一般職の国家公務員の給与改定に準じ、特別職の国家公務員の給与を改定するために特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案が11月11日に成立されました。このことを受け、本市においても同様の取扱いとするために改正するものでございます。

次に、改正の内容でございますが、議案第62号においては議員、議案第63号においては常勤特別職の期末手当の支給割合を引き上げるものでございます。

令和4年度の期末手当の支給割合に係る第1条の改正は、本年12月期の期末手当の支給割合を現行の1.625月分から1.675月分に引き上げることとし、年間支給月数を3.3月分といたすものでございます。令和5年度以降の期末手当支給割合に係る第2条の改正は、6月期、12月期の期末手当の支給割合を平準化し、それぞれの支給割合を1.65月分に改めるものでございます。

最後に、附則の関係でございますが、この条例の施行期日は、第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和5年4月1日からとするとともに、第1条の改正後の条例の規定は、令和4年12月1日から適用いたすことといたしております。

続きまして、議案第64号 高浜市職員の給与に関する条例等の一部改正について御説明申し上げます。

参考資料の64ページをお願いいたします。

本案は、今年度の人事院勧告に基づき、月例給の引上げ及び勤勉手当の引上げを行うものであります。

それでは、まず本年度の人事院勧告でございますが、人事院は、本年8月8日に国会と内閣に対し、給与改定についての勧告を行い、勧告どおりの内容とする法律案が11月11日に成立されま

した。本市においても、人事院勧告尊重の基本姿勢に立ち、勧告どおりに改正いたすものでございます。

それでは、今回改正を行います3条例の改正内容につきまして御説明申し上げます。

初めに、高浜市職員の給与に関する条例の一部改正でございますが、行政職給料表の改正に係る第1条の改正では、特に若年層に重点を置きながら、別表第1、行政職給料表の給料月額を平均0.3%引き上げるとともに、勤勉手当の支給割合の改正では、年間の支給月数を民間の支給割合に見合うよう引き上げるものでございます。

令和4年度の勤勉手当支給割合に係る第1条の改正は、本年12月期の勤勉手当の支給割合を再任用職員以外は現行の0.95月分から1.05月分に引き上げ、年間支給月数を4.4月分に、再任用職員は現行の0.45月分から0.5月分に引き上げ、年間支給月数を2.3月分といたすものでございます。

令和5年度以降の勤勉手当の支給割合に係る第2条の改正は、6月期、12月期の勤勉手当の支給割合を平準化し、それぞれの支給割合を再任用職員以外は1月分、再任用職員は0.475月分に改めるものでございます。

次に、第3条の高浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正でございますが、さきの高浜市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う給料表の改正に伴い、同表を準用する会計年度任用職員の別表第1、給料表の給料月額を引き上げるものでございます。

次に、高浜市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正でございますが、給料表に係る第4条の改正では、特定任期付職員に係る給料月額を見直し、給料表を改定するとともに期末手当の改正では、年間の支給月数を民間の支給割合との均衡を図るために引き上げるものでございます。

令和4年度の期末手当の支給割合に係る第4条の改正は、本年12月期の期末手当の支給割合を現行の1.625月分から1.675月分に引き上げることとし、年間の支給月数を3.3月分といたすものでございます。

令和5年度以降の期末手当支給割合に係る第5条の改正は、6月期、12月期の期末手当の支給割合を平準化し、それぞれの支給割合を1.65月分に改めるものでございます。

最後に、附則の関係でございますが、この施行期日は、第1条及び第4条の規定は公布の日から、第2条、第3条及び第5条の規定は令和5年4月1日からとするとともに、第1条の規定による改正後の条例の規定について、給料表の改正部分は令和4年4月1日から、勤勉手当の改正部分は令和4年12月1日から適用し、第4条の規定による改正後の条例の規定について、給料表の改正部分は令和4年4月1日から、期末手当の改正部分は令和4年12月1日から適用いたすことといたしております。

説明は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木勝彦） 福祉部長。

○福祉部長（磯村和志） それでは、議案第65号 高浜市介護予防拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、提案理由を御説明申し上げます。

参考資料の68ページも併せて御参照ください。

本案は、高齢者の健康増進を目的とした交流の場である介護予防拠点施設の一つ、宅老所「悠遊たかとり」の建物が取り壊されることから、これを廃止するものであります。

この宅老所「悠遊たかとり」の廃止に伴い、現在、御利用されてみえる高齢者の皆さんにつきましては、当面の間、送迎のサービスを使い、別の宅老所を御利用いただきます。

なお、附則におきまして、この条例の施行を令和5年1月1日からといたしております。

続きまして、議案第66号 高浜市宅老所の指定管理者の指定の変更について、提案理由を御説明申し上げます。

本案は、平成30年12月の市議会定例会におきまして議決を得ました高浜市宅老所の指定管理者の決定について、内容を変更する必要性が生じたことから、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

変更の必要性が生じた施設は、宅老所「悠遊たかとり」で、建物が取り壊され、これを廃止することに伴い、指定管理者としての指定の期間を平成31年4月1日から令和4年12月31日までに変更するものであります。

説明は以上であります。よろしく御願い申し上げます。

○議長（鈴木勝彦） こども未来部長。

○こども未来部長（磯村順司） それでは、議案第67号 高浜市中心身障害児福祉施設みどり学園の設置及び管理に関する条例の一部改正についてにつきまして、議案書及び参考資料の69、70ページに基づき御説明申し上げます。

本案は、高浜市中心身障害児福祉施設みどり学園を高浜市いちごプラザの敷地内に移転させるほか、所要の規定の整備をするためのものでございます。

みどり学園は、小学校就学前の発達に遅れのある児童を保護者と共に集団療育する施設であり、現在の施設は本郷町にある高取小学校に隣接していますが、高取小学校の改修に伴い現施設を解体する必要性が生じました。みどり学園の機能は今後も継続が必要なものですので、その移転先としては、現いちごプラザの敷地内の施設を活用することとします。そのため、現施設のある本郷町六丁目6番地15から、いちごプラザの所在地となる沢渡町三丁目3番地1に改正をするものです。

具体的な敷地内の施設でございますが、参考資料の70ページの図面を御覧いただきたいと思います。みどり学園移転前ですが、敷地内の図面、向かって左のA棟にはヘルパーステーション、旧オリーブがあり、真ん中のB棟及び右手のC棟をいちごプラザが使用しており、談話室はB棟にございました。みどり学園移転後は、A棟の旧オリーブであった部分とB棟をみどり学園とし

て使用し、C棟をいちごプラザとするものでございます。いちごプラザは2棟使用していたのが1棟となりますので、談話室は廃止といたします。そのため議案書附則に規定しますとおり、高浜市いちごプラザの設置及び管理に関する条例の一部改正として、談話室に関する規定となります第4条及び第5条を削り、それに伴う条ずれを是正するものでございます。令和5年1月4日からの施行となります。

議案第67号についての説明は以上とさせていただきます。

続きまして、議案第68号 高浜市中心身障害児福祉施設みどり学園の指定管理者の指定の変更につきまして、議案書に基づき御説明申し上げます。

本案は、高浜市中心身障害児福祉施設みどり学園をいちごプラザの敷地内の既設建物に移転させることに伴い、指定管理者の指定に関し、施設の位置を変更するものであり、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

具体的には、平成30年12月高浜市議会定例会におきまして議決を得た高浜市中心身障害児福祉施設みどり学園の指定の内容について、施設の名称及び位置中の高浜市本郷町六丁目6番地15を高浜市本郷町六丁目6番地15（令和5年1月4日から令和6年3月31日までの間にあつては、高浜市沢渡町三丁目3番地1）に変更するものでございます。

議案第68号についての説明は以上とさせていただきます。原案のとおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木勝彦） 日程第6 議案第69号から議案第74号を会議規則第34条の規定により一括議題といたします。

逐次、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（杉浦崇臣） それでは、議案第69号 令和4年度高浜市一般会計補正予算（第11回）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書の7ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億8,531万6,000円を追加し、補正後の予算総額を173億2,329万円といたすものであります。

10ページをお願いいたします。

債務負担行為補正は、高浜市議会議員一般選挙に要する経費及び愛知県議会議員一般選挙に要する経費について、新たに期間及び限度額を定めるものであります。

12ページ及び13ページをお願いいたします。

地方債補正は、上段のみどり学園改修事業及び下段の吉浜公民館改修事業は、契約金額の確定に伴い増額するもので、老人憩の家等解体事業は、限度額を470万円に設定するものであります。

44ページ及び45ページをお願いいたします。

歳入について申し上げます。

12款1項1目民生費負担金は、未熟児養育医療扶助費の増加に伴い増額するもので、3目土木費負担金は、衣浦大橋左折専用橋の開通式の実施に伴い共催団体等からの負担金を計上するものであります。

14款1項1目民生費国庫負担金の社会福祉費負担金は、障害児給付費の増加に伴い増額するもので、生活保護費負担金は、医療扶助費の増加に伴い増額するものであります。

14款2項1目総務費国庫補助金は、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金の創設に伴い増額するものであります。2目民生費国庫補助金の地域生活支援事業費等補助金は、内示額の確定に伴い増額するもので、社会保障・税番号制度システム整備費等補助金は、医療扶助のオンライン資格確認に係るシステム整備費に対する補助金を計上するもので、保育対策総合支援事業費補助金は、民間保育所等のICT機器導入に対する補助金を計上するものであります。

15款2項2目民生費県補助金の社会福祉費補助金は、障害者医療扶助費及び精神障害者医療扶助費の増加に伴い増額するものであります。

46ページ及び47ページをお願いいたします。

児童福祉費補助金の産休等代替職員設置費補助金は、民間保育所の産休代替職員の任用費に対する補助金を計上するもので、子ども医療費補助金は、子ども医療扶助費の増加に伴い増額するもので、保育所等給食費軽減対策支援事業費補助金は、民間保育所等の給食費の増額分に対する補助金を計上するものであります。6目商工費県補助金は、商店街活性化事業等に対する補助金を計上するものであります。

15款3項1目総務費委託金は、愛知県知事選挙及び愛知県議会議員一般選挙の執行に対する委託金を増額するものであります。

16款1項2目利子及び配当金は、利子額の確定に伴い増額するものであります。16款2項2目物品売払収入は、議長車の売払いに伴い不用物品売払収入を計上するものであります。

17款1項2目民生費寄附金の保育園等保育用品購入指定寄附金、48ページ及び49ページをお願いしまして、4目教育費寄附金の幼稚園保育用品購入指定寄附金は、明治安田生命保険相互会社様から御寄附いただいたもので、小学校教育振興事業指定寄附金及び中学校教育振興事業指定寄附金は、株式会社三洋商店様から御寄附いただいたものであります。8目衛生費寄附金のごみ減量リサイクル推進事業指定寄附金は、株式会社ヤマナカ様から御寄附をいただいたものであります。

18款1項1目基金繰入金の財政調整基金繰入金は、今回の補正予算の財源調整として増額いたすものであります。

次に、歳出について御説明申し上げます。

52ページ及び53ページをお願いいたします。

2款1項9目財政管理費は、地方単独事業調査に係る財務会計システム修正業務委託料を計上するものであります。12目企画費の8、ふるさと応援事業は、申請期間の終了により補助額が確定したため、がんばる事業者応援事業費補助金を減額するものであります。14目電算管理費は、来年度に向けて職員用のパソコンを購入するための費用を計上するもので、20目諸費は、過年度の精算に伴う返還金を計上するものであります。

56ページ及び57ページをお願いいたします。

2款4項2目選挙費は、料金改定及び原油価格の高騰等に伴い、愛知県知事選挙、愛知県議会議員一般選挙などの執行に係る費用の不足額を増額するものであります。

58ページ及び59ページをお願いいたします。

2款8項1目基金費は、財政調整基金利子額等の確定により積立金を増額するものであります。

60ページ及び61ページをお願いいたします。

3款1項2目地域福祉推進費の6、権利擁護推進事業及び3目障害者在宅・施設介護費は、利用者の増加等に伴い生活支援員派遣事業委託料及び障害児給付費を増額するものであります。6目高齢者社会参加推進費は、吉浜南部老人憩の家の建物事前調査業務委託料及び解体工事費を計上するものであります。10目障害者医療費及び11目子ども医療費は、受診件数の増加等に伴い障害者医療扶助費、精神障害者医療扶助費、子ども医療扶助費及び未熟児養育医療扶助費を増額するものであります。

62ページ及び63ページをお願いいたします。

15目国民健康保険事業費、16目介護保険事業費及び17目後期高齢者医療事業費は、保険給付費等の増額及び人事交流等に伴う人件費の減額に伴い繰出金を増減するものであります。

64ページ及び65ページをお願いいたします。

3款2項2目保育サービス費の3、保育園管理運営事業の地域子育て支援拠点事業運営委託料は、民間保育所職員の配置替えに伴い増額するもので、民間保育所産休・病休代替職員設置費補助金は、民間保育所において産休代替職員を配置するための補助金を計上するものであります。

3、保育園管理運営事業及び4、小規模保育事業の保育所等業務効率化推進事業費補助金は、民間保育所等に対する業務のICT化のためのシステム導入費に係る補助金を計上するもので、保育所等給食費軽減対策支援補助金は、民間保育所等の給食費の増額分を支援する補助金を計上するものであります。

66ページ及び67ページをお願いいたします。

3款3項2目生活援助費の生活保護システム改修業務委託料、医療扶助オンライン資格確認データ連携委託料及び庁用器具費は、医療扶助のオンライン資格確認に対応するためのシステム整備に係る費用を計上するもので、扶助費の生活保護費は、入院患者数の増加等に伴い増額するも

のであります。

68ページ及び69ページをお願いいたします。

4款1項2目保健・予防費の3、予防接種事業は、里帰り先で予防接種した方への償還払いの増加に伴い予防接種費用給付金を増額するもので、4、電算情報管理事業は、健診票の修正に伴い保健総合システム修正業務委託料を計上するものであります。

74ページ及び75ページをお願いいたします。

8款5項2目幹線道路費の1、街路計画事業は、衣浦大橋左折専用橋の供用開始にあたり、開通式を実施する経費を計上するものであります。

8款6項1目公営住宅費は、市営東海住宅の漏水調査業務委託料を計上するものであります。

78ページ及び79ページをお願いいたします。

10款2項1目学校管理費の1、小学校維持管理事業及び2、小学校給食運営事業の給食運営費は、吉浜小学校のクラスが令和5年度に1増となることに伴い、机、椅子、給食用品等の購入費を計上するほか、2、小学校給食運営事業の庁用器具費は、高取小学校の長寿命化改良事業に伴い仮設校舎での給食備品の購入費を計上するものであります。

10款2項2目及び10款3項2目の教育振興費は、いずれも就学奨励費支給対象者の決定に伴い特別支援教育就学奨励費を増額するものであります。

そのほか全体を通じまして、世界的社会情勢により原油の高騰、物価上昇により燃料費及び光熱水費を増額するほか、人事交流等に伴い人件費を増減いたしております。

説明は以上のとおりでございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木勝彦） 市民部長。

○市民部長（岡島正明） それでは、議案第70号 令和4年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2回）について御説明を申し上げます。

補正予算書の17ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,948万5,000円を追加し、補正後の予算総額を34億6,099万2,000円といたすものであります。

続きまして、歳入について申し上げます。

100ページをお願いいたします。

歳入の2款1項1目保険給付費等交付金は、歳出の一般被保険者高額療養費の増加に伴う実績見込み等により増額いたすものであります。

3款1項1目利子及び配当金は、国民健康保険支払準備基金利子の増額であります。

4款1項1目一般会計繰入金は、人事交流に伴い減額いたすものであります。

続きまして、歳出について御説明を申し上げます。

102ページをお願いいたします。

1 款 1 項 1 目一般管理費は、人事交流に伴い減額いたすものであります。

2 款 2 項 1 目一般被保険者高額療養費は、年間の実績見込みにより増額いたすものであります。

2 款 6 項 1 目傷病手当金は、年間の実績見込みにより増額いたすものであります。

104ページをお願いいたします。

5 款 1 項 1 目支払準備基金積立金は、今回の補正に伴う財源調整のため減額いたすものであります。

7 款 1 項 3 目償還金は、令和 3 年度特定健康診査負担金の確定により増額いたすものであります。

説明は以上のとおりでございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（鈴木勝彦） 福祉部長。

○福祉部長（磯村和志） それでは、議案第71号 令和 4 年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第 2 回）について御説明申し上げます。

補正予算書23ページをお願いいたします。

今回の補正は、保険事業勘定で歳入歳出それぞれ6,274万6,000円を追加し、補正後の予算総額を30億6,159万9,000円とするとともに、介護サービス事業勘定で歳入歳出それぞれ206万8,000円を減額し、補正後の予算総額を6,048万4,000円といたすものであります。

次に、補正予算説明書118ページをお願いいたします。

まず、保険事業勘定の歳入でございますが、3 款 1 項 1 目介護給付費負担金、3 款 2 項国庫補助金、4 款 1 項支払基金交付金、5 款 1 項 1 目介護給付費負担金、120ページをお願いいたしまして、5 款 3 項県補助金及び7 款 1 項 1 目一般会計繰入金は、いずれも歳出の居宅介護サービス給付費及び介護予防サービス給付費の実績見込みによる増額が主なものでございます。

122ページをお願いいたします。

次に、保険事業勘定の歳出でございますが、1 款 1 項 1 目一般管理費は、職員の人事交流等により減額いたすものであります。

2 款 1 項介護サービス等諸費、124ページをお願いいたしまして、2 款 2 項介護予防サービス等諸費、2 款 4 項高額医療合算介護サービス等費及び4 款 1 項 1 目介護予防・生活支援サービス事業費につきましては、それぞれ実績見込みに伴い増額いたすものであります。

4 款 2 項 1 目一般介護予防事業費の宅老所指定管理料は、悠遊たかとりが指定管理から除かれたことによる減額及び引き続き場所を変更して運営するための業務委託料を増額いたすものであります。

126ページをお願いいたします。

5 款 1 項 1 目介護給付費準備基金積立金は、今回の増額補正に伴い基金積立金を減額いたすものであります。

138ページをお願いいたします。

次に、介護サービス事業勘定の歳入でございますが、2款1項1目一般会計繰入金は、人事交流等に伴い職員給与費等繰入金を減額いたすものであります。

140ページをお願いいたします。

次に、サービス事業勘定の歳出でございますが、1款1項1目介護予防支援事業費は、職員の人事交流等により減額いたすものであります。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（鈴木勝彦） 市民部長。

○市民部長（岡島正明） それでは、議案第72号 令和4年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）について御説明を申し上げます。

補正予算書の31ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ42万5,000円を減額し、補正後の予算総額を5億5,588万5,000円といたすものであります。

続きまして、歳入について申し上げます。

152ページをお願いいたします。

歳入の3款1項1目一般会計繰入金は、人事交流等に伴い減額いたすものであります。

続きまして、歳出について御説明を申し上げます。

154ページをお願いいたします。

1款1項1目一般管理費は、人事交流に伴い減額いたすものであります。

1款2項1目徴収費は、通信運搬費の実績見込みにより増額いたすものであります。

説明は以上のおりでございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木勝彦） 都市政策部長。

○都市政策部長（杉浦義人） それでは、議案第73号 令和4年度高浜市水道事業会計補正予算（第2回）について御説明申し上げます。

水道事業会計補正予算書（第2回）の3ページ、タブレットでは5ページをお願いいたします。

第2条は、収益的収入及び支出の予定額について補正するものでございます。

収入は、第1款水道事業収益、第2項営業外収益、2目1節の他会計補助金で、人事交流等により児童手当の予定額を14万4,000円減額し、9億1,465万3,000円とするものでございます。

支出は、第1款水道事業費用、第1項営業費用で人事交流に伴う人件費等によるもので、予定額を429万9,000円増額し、8億6,010万円とするものでございます。

第3条は、議会の議決を経なければ流用できない経費として定めています職員給与費を429万9,000円増額し、5,830万4,000円とするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第74号 令和4年度高浜市下水道事業会計補正予算（第1回）について御説明申し上げます。

下水道事業会計補正予算書（第1回）の3ページ、タブレットでは5ページをお願いいたします。

第2条は、収益的収入及び支出の予定額について補正するものでございます。

収入は、第2項営業外収益のうち長期前受金戻入額の確定によるもので、32万7,000円増額するものでございます。その結果、第1款下水道事業収益を10億2,073万2,000円とするものでございます。

支出は、第1項営業費用については人事交流に伴う人件費の減額、業務費の負担金及び減価償却費の額の確定によるもので、予定額を644万4,000円減額し、第2項営業外費用については企業債利息の確定によるもので、予定額を48万4,000円減額し、第1款下水道事業費用9億7,686万2,000円とするものでございます。

第3条は、資本的支出の予定額について補正するものでございます。第1款資本的支出のうち、第1項建設改良費は、人事交流により61万4,000円減額し、17億2,483万1,000円とするものでございます。

なお、第3条部分に記述をいたしましたとおり、当初予算第4条本文括弧内の内容、金額について、それぞれ改めさせていただくものでございます。

第4条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、予算第8条に定めた職員給与費を345万8,000円減額し、5,253万9,000円とするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木勝彦） 日程第7 議案第75号 高浜市議会の議員の定数を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

9番、柳沢英希議員。

〔9番 柳沢英希 登壇〕

○9番（柳沢英希） 高浜市議会の議員定数を定める条例の一部改正について、提案者を代表して提案理由を説明させていただきます。

議会の定数見直しにつきましては、議会改革特別委員会において、令和元年9月から令和3年9月まで議題として取り上げていただき、正副議長を除いた各議員が様々な考えを述べ、検討をしてきました。

各委員からは、近隣市と比較し議員が抱える面積や人口数、議員の成り手不足、住民からいただく要望や意見の議会や行政への反映、加えて町内会の在り方や役割など様々な視点からの意見

をいただき検討してまいりましたが、全員が一致する終着点はなく、結論として、条例改正の必要とされる現状維持以外の考えである定数減と定数増を考える議員においては、各議員間で調整し、議会に提出するようにと幕を閉じたものであります。

今後の議会の在り方、議員の在り方、そして地域内分権を進めてきた高浜市を地域で支えてくださっている町内会やまちづくり協議会の在り方も、今後は将来を見越して考えていかなければならないと思います。一気に全てを変えることは難しいと思いますので、まずは、やれるところから少しずつ、一つずつ市民の皆様にも御意見、御同意をいただきながら進めていきたいと思っておりますので、今回、まずは定数2減の14名というところから提案させていただきましたので、よろしくお願ひいたします。

今回の議案につきましての提出者であります、北川広人議員、杉浦辰夫議員、荒川義孝議員、柴田耕一議員、岡田公作議員、そして私、柳沢英希が提出者となっております。賛成者に杉浦康憲議員、杉浦浩一議員となっております。

皆様方の御同意を多くいただきたいと思っておりますので、しっかりとこの議会において審議、可決をしていただければと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

〔9番 柳沢英希 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） 日程第8 報告第9号 専決処分の報告についてを議題といたします。

報告、説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（杉浦崇臣） それでは、報告第9号 専決処分の報告について御説明申し上げます。

報告第9号の2ページ目をお願いいたします。

報告第9号は、市有自動車の事故に係る和解に関し、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をさせていただきましたので、同条第2項の規定により議会に御報告をいたすものでございます。

(3)の事故の概要でございますが、令和4年6月3日に稗田町地内において駐車保管していた市有自動車が、誤って敷地内に進入した相手方の自動車の接触により損傷したものでございます。この事故における過失割合を(4)のとおり相手方100%とし、市が受ける損害賠償の額は、損害額29万5,130円と決定いたしました。相手方が市に対して29万5,130円を支払い、本件に関するその他の債権債務がないことを相互に確認することとして和解したものであります。

説明は以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（鈴木勝彦） ただいまの報告第9号は報告事項でございますので、御了承をお願いいたします。

○議長（鈴木勝彦） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

再開は、12月6日午前10時であります。

本日は、これをもって散会いたします。御協力ありがとうございました。

午前11時15分散会
